



Doing Business in Australia

Japanese Services Group



エグゼクティブサマリー 要旨

国際的な事業展開の場として、オーストラリアは経済の基盤がしっかりしており、アジア太平洋地域に位置しているため、多くのビジネスチャンスがある。オーストラリアとその経済の見通しは長期的に上向きであり、インバウンド投資のための強力なパイプラインを備えている。

パンデミックや近年の不安定な世界情勢の中でも、オーストラリア経済は引き続き海外投資を呼び込んでいる。新型コロナウイルスに対するオーストラリア政府の効果的かつ積極的な対応により、オーストラリア経済の保護対策は盤石である。オーストラリアの柔軟で強固な経済、厳格な制度、オープンな市場によって、産業部門への海外投資が活況となった。オーストラリアは、先端技術の高さで知られ、技術革新の中心地として、またアジア太平洋地域への玄関口として急速に発展している。

デロイトの日系サービスグループ (Japanese Services Group - JSJG) は、日豪のパートナーシップはアジア各国とオーストラリアの間で最も密接かつ成熟した関係であると認識しており、「オーストラリア新規進出ビジネスガイド」を公表した。2022年版は、オーストラリアへの投資や事業

を検討している企業に対して、実践的なガイダンスを提供している。経験豊富な実務者や業界専門家の知見をもとに、ビジネス文化、税制、財務報告、移民、さらにはESG (Environmental Social and Governance) の動向など、オーストラリアの商習慣やルールの概要を解説している。

オーストラリアにおいてJSJG は、日本とオーストラリア間のクロスボーダー投資やビジネスを行っている企業をサポートしている。市場参入やM&A の検討、既存事業の最適化など、適切な戦略の実行と関連リスクを回避するための支援を行う。弊社のバイリンガルで構成された専門チームは、シドニー、メルボルン、ブリスベン、パースなど、オーストラリアの主要都市にて活動しており、また、デロイトオーストラリア、デロイトジャパン、グローバルJSJG ネットワークのプロフェッショナルとの緊密な連携により、オーストラリアと日本の市場に関する豊富な経験と業界知識を兼ね備えている。JSJGでは、円滑に組織横断的かつグローバルなサービスをクライアントに提供している。

日豪間の豊富なビジネスチャンスとコラボレーションを実現するために、ぜひ私たちにご相談ください。

オーストラリアの ビジネス文化

オーストラリアは世界で最も文化的に多様な国のひとつである。オーストラリアを象徴する現在の社会は多くの原則、価値観、影響力によって構築されている。オーストラリアの文化は平等主義の原則に基づいており、平等主義社会で暮らすオーストラリア人は、全ての人は平等であり、平等な権利と機会に値すると信じている。また、尊厳や宗教の自由を尊重し、法律を尊重する社会でもある。

オーストラリアのビジネス文化の要素

- **平等な扱い (フェア・ゴー - Fair Go)** : オーストラリア人は、個人の生い立ちや環境に関係なく人を平等に扱う「フェア・ゴー」の精神を重んじている。誰もが尊重され、公平に扱われる社会を目指している。
- **ルールに従って行動する (Play by the rules)** : オーストラリアは多くの法律、規則、規制を遵守する法治国家であり、すべての人が規則に従うことが当たり前とされている。
- **気楽であること (Easy going)** : オーストラリア人 (または一般的に「オージー」と呼ばれる人たち) は、「気楽」であることで知られている。仕事が好調で、方針や手順が守られていれば、職場はリラックスした雰囲気である。
- **主義の尊重 (Respect for democracy)** : オーストラリア人は人権と民主主義の自由を大切にしている。
- **仲間意識 (メイトシップ - Mateship)** : オーストラリア人社会の基盤ともいえる要素で、友人や知り合いに対し平等さ、忠誠心、友情の心を重んじる文化である。
- **オージー・ユーモア (Aussie humour)** : 「オージー」であることは、何事も真剣に捉え過ぎず、ユーモアのセンスがあることを意味する。これはオーストラリアの文化の一部であり、相手の気分を害するものではなく、会話に軽快さを与え、緊張を和らげる意図がある。

オーストラリアの職場の文化と慣習

コミュニケーション

公用語である英語は、オーストラリア社会の重要な要素となっている。

オーストラリア人のビジネスコミュニケーションは非常に率直で単純明快である。他人の地位や重要性に臆することはほとんどなく、自分の考えを伝えるときははっきりとした口調で話す。同様に、彼らはフランクに事実を提示されることを望み、感情論に訴えた誇張表現や大袈裟な発言を好まない。アイデアを伝えるときは、余計なことにこだわらず、事実、数字、目標を強調すると良い。

また、オーストラリア人は、利害関係者と意見が異なる場合、オープンなコミュニケーションをとる傾向がある。これは彼らが礼を欠いているという事ではなく（むしろ、どちらかと言うと交渉的である）自分の主張を婉曲的な表現なく、ストレートに伝えることを好むからである。

挨拶

社交の場では、挨拶は通常無礼講で行われる。最初の自己紹介では、ほとんどの場合ファーストネームが使われる。ビジネス・パートナーの間では、握手が一般的な挨拶で、固い握手と適切なアイコンタクトが自信の表れとされる。初対面の人には、まず率先して自己紹介をすることをお勧めする。多くのオーストラリア人は、「Hey, how are you? (やあ、調子はどう?)」と挨拶をする。これは、通常、簡単な挨拶として捉えられ、別にその人の健康状態について実際に尋ねているものではない。

名刺を交換することは、他の国ほど一般的ではないが、皆無ではない。名刺は会議の最初に渡すのが基本である。名刺が返ってこなくても気にすることはない。理由としては単純に相手が名刺を持っていないためか、あるいは名刺を持つ習慣がないためである。

ボディランゲージ

オーストラリアでの会話では、適切なアイコンタクトを維持することが重要である。これは、話題への関心を示すためである。ビジネス上の挨拶では、笑顔とアイコンタクトと共に、固い握手をするのが一般的である。また、オーストラリア人は、自分のパーソナルスペース（人との距離感）は手の届く範囲（腕を差し伸ばした長さぐらい）にあることを好む。

職場の多様性と権利

オーストラリアの全ての職場は、年齢、性別、人種に関係なく、差別のない環境を提供し、すべての人に平等な機会を提供しなければならない。多様な背景を持つ人々が一緒に働くことは日常で、様々なタイプの人々を受け入れ、個人らしさを尊重することが重要視される。いじめやハラスメントは看過されず、差別は法律上違法である。

マネジメントスタイル（縦社会からの脱却）

平等主義の原則に基づき、オーストラリアの職場の多くはヒエラルキー（階級制度）が低くなっている。チームワークとパフォーマンスを重視する文化があり、オフィスでのコミュニケーションやマネジメントスタイルもあまり堅苦しくなく、リラックスした雰囲気で行われることが多い。ニュアンスとしてはかなり社交的で、リラックスし、フレンドリーでおしゃべりな感じだが、人々は適切に仕事をこなし、結果を出すことが求められている。



時間厳守

時間を守ることは、約束の時間に正確に来ること、または約束の時間の5分前くらいに到着することと解釈される。時間を守ることは、オーストラリアのビジネス文化において重要な要素で、遅刻は無礼な行為とみなされる。

人間関係とネットワーキングのスタイル

公私ともに、連絡を取りたい相手とはコーヒーを飲みながら話をするのが一般的である。このようなカジュアルな会話から新しいアイデアが生まれることも多く、やがてより正式なビジネス関係に発展する可能性もある。何気ない会話や世間話は大切である。このような交流は、個人のネットワークを広げ、ビジネスの成果向上につながる。

ビジネスにおいて贈り物をすることは期待されていないが、そうすることで大いに喜ばれ、慕われるきっかけとなる。贈答品を贈る場合は、それが贈収賄の試みと思われないように注意を払う必要がある。例えば、パートナーが重要な決断をするのを待っている時期に贈るプレゼントは不適切と判断される。一方、取引の成立や交渉の終了時に贈るプレゼントは、お祝いとみなされる。

意思決定

オーストラリアでは、意思決定は職場の上位者によって行われるが、多くの場合、全員が意思決定に必要な意見を述べるように工夫されている。決断が伴う会議では、年齢や階級に関係なく、出席者全員が意見を述べるのが一般的である。

仕事のスタイル

オーストラリア企業のマネージャー（幹部）は実践的で、相談しやすく、平等に接してくれる。管理職に対する尊敬の念は対人関係のスキルに基づいており、肩書ではない。

オーストラリア人は仕事に対する前向きな姿勢や問題解決のための実行力を評価する。ほとんどのマネージャーは、チームメンバーに責任を委ね、チームメンバーが細かい作業の指示を受けることなく、適切に仕事を進め、完了させることを望む。

ドレスコード

オーストラリアの職場では、一般的にきちんとしたビジネスウェアを着用する。特定の分野では、ドレスコードやポリシー、手順、制服が定められている場合もある。仕事によっては、安全衛生上の理由から、特定の服装を要求されることもあるが、特定の文化的な服装については、雇用者と相談することができる。

オーストラリアの表現

オーストラリアに初めて来た人は、オーストラリアの一般的な表現に馴染みがないかもしれない。また、オーストラリア人は、長い単語を短縮・省略して使用することも多々ある。例えば、以下のような例が存在する。（左がオーストラリア表現・右が本来の意味）

Arvo: Afternoon（午後）

Fortnight: Two weeks（2週間）

Cuppa: A cup of tea or coffee（紅茶やコーヒーの一杯）

Flat Out: Really busy（本当に忙しい）

How ya goin?: How are you?（元気ですか？）

話された言葉の意味がよくわからない場合は、必ずその意味を尋ねることをお勧めする。オーストラリア人は寛容なので、快くその意味を説明してくれる。

要約すると、オーストラリア人は一般的に温厚で親しみやすく、ビジネスにおいてはプロフェッショナルな態度で臨む。一般的に、どのような背景を持つ人に対しても、平等に接し、受け入れてくれる。オーストラリアでは、基本的に常にオープンで相手に尊重を示すことがビジネスでもプライベートでも重要である。



移民法

企業運営体制

企業は運営上の必要性および株主の状況に応じて、特定の企業構造を採用することができる。

会社（法人）

会社は、外国企業がオーストラリア市場に進出する際に最もよく利用される事業形態である。完全所有または部分所有の非公開会社は、海外の親会社によってオーストラリアで事業を行うために、設立されることが多い。

非公開会社では、オーストラリアの居住者の取締役が少なくとも1名必要である。（公開会社では、少なくとも3人の取締役が必要で、そのうちの2人はオーストラリアの居住者でなければならない。）

大規模な非公開会社とみなされる場合、その事業は、監査済みの財務諸表を毎年 Australian Securities & Investments Commission (ASIC) に提出することが義務付けられている。外国企業によって支配されている小規模の非公開会社も、監査済みの財務諸表の提出が必要な場合があるが、一定の免除措置の適用が可能である。

支店

外国企業は、オーストラリア支店を通じてオーストラリアで事業を行うことができる。

これは、別法人として扱われる子会社とは異なり、支店は実質的に本店の延長である。本店が支店を支配することに変わりはない。

オーストラリア支店を設立するには、外国企業は ASIC に登録し、オーストラリアで登録事務所を維持する必要がある。登録された外国企業は、必ず現地代理人を置かなければならない。登録された外国企業の現地代理人は、その企業が果たさなければならないあらゆる義務に責任を持ち、違反や罰則の責任を負う可能性がある。

支店は、外国企業の年次財務報告書を ASIC に提出し、その他適用される ASIC の報告義務に従わなければならない。

ユニット・トラスト

ユニット・トラストは、トラスト収益と資本を投資家に分配する受託者（法人または会社）から成るビジネス構造である。「ユニット」は、投資家に収益と資本の両方に対する衡平法上の権利を付与する。私募ユニット・トラストでは、通常、トラスト証書と投資主契約の条項に従って、投資主がトラストを管理することにもなる。

オーストラリアで設立されたユニット・トラストは、一般的にオーストラリアの税法上、フロー・スルー・エンティティとして扱われる。トラストの純益は、投資家の手に渡り、トラスト収益に対する権利に基づき課税される。一部のトラストは、「トレーディング・トラスト」と呼ばれ、会社として課税される。

雇用主の義務

従業員を雇用する事業主は、以下の一般的な納税義務を負う。

PAYG源泉徴収

雇用主は、オーストラリア税務局（ATO）に登録し、所定の源泉税率に従って、従業員の給与から所得税を源泉徴収することが義務付けられている。

源泉徴収された金額は事業活動計算書（Business Activity Statement - BAS）または分割活動計算書（Instalment Activity Statement - IAS）申告時にATOに納付される。

雇用主が徴収する税金は、PAYG 源泉徴収（Pay-As-You-Go - PAYG）と呼ばれている。適切な税額を控除しなかったり、ATOへの支払いが遅れたりすると、多額の罰則が課せらる。



退職年金保証拠出金

オーストラリアのすべての雇用主は、対象となる従業員のために、雇用期間中、退職年金拠出金を支払うことが義務付けられている。

雇用主は、従業員の通常業務時間の所得の10%（2025年7月1日から12%に達するまで、毎年0.5%ずつ増加することが法律で定められている）を、準拠した退職年金基金に拠出することが義務付けられている。

雇用主は、従業員がどの基金に拠出するかを選択できるようにすることも義務付けられている。

FRINGE BENEFIT TAX (FBT)

FRINGE BENEFIT TAX (FBT) は、従業員や従業員の家族、その他の関係者に自動車、駐車場、接待、経費の支払いなど一定の給付を行った場合に、雇用主がFBTを納付する必要がある。FBT は、提供された給付金のグロスアップ値に対して47%（2021-2022年FBT年度）の税率で課税される。従業員にFRINGE BENEFITを提供する雇用主は、FBTの登録を行い、FBT年度（4月1日から3月31日）の年次FBT申告書を申告することが義務付けられている。

給与税

給与税は、それぞれの州・準州政府によって課税され、特定の基準以上の給与を支払う雇用主が課税対象である。

給与税の税率や課税標準は州や準州によって異なる。異なる州・準州で雇用する企業は、それぞれの該当する州・準州で登録し、それに従って給与税を納付する必要がある。

労働者災害補償保険 (WorkCover)

雇用主は従業員を保護するために、労働者災害補償保険を保有することが義務付けられている。

WorkCoverの要件は州によって異なり、保険料も事業の内容や業種によって異なる。

オーストラリアで働くための移民法での選択肢

オーストラリアの移民政策により、オーストラリアでの事業運営に必要な労働者の採用方法が決まる。

オーストラリアの移民に関する考慮事項

オーストラリアの移民プログラムには、雇用主がスポンサーとなる就労ビザ、独立技能者ビザ、ビジネス・イノベーション・ビザ、投資家ビザ、家族ビザ、学生ビザがある。

雇用主がスポンサーとなる就労ビザは、需要に応じて発給され、年間割り当てによる制限はない。雇用主は、ローカル雇用市場テスト・英語力・マーケット給与条件を満たすことが義務付けられているが、企業内転勤や日豪経済連携協定などの国際貿易協定が結ばれている場合は免除される。

オーストラリアに進出する外資系企業

オーストラリアで外国人技能労働者を必要とする一般的な企業は、以下の申請を行う。

- オーストラリアまたは海外の事業体として、ビジネス・スポンサーシップを申請する。
- スポンサーシップライセンスにより、企業は対象となる職種の労働者個人を指名することができる。
- 企業が従業員を指名した後、従業員個人（同行する家族も含む）のビザ申請が行われる。

職業によって、従業員は2年または4年のビザを取得することになる。従業員ビザの期間中は、スポンサーシップの義務を遵守する必要がある。

一般的なビザオプションの概要

一時的技能不足のためのビザ
(サブクラス482)

この雇用主がスポンサーとなるビザは、技術を持った労働者が、承認されたスポンサーのもとで指名された職種に最長2年または4年までオーストラリアで働くことを許可するものである。指名された職種は、適格職種リストに記載されている必要がある。

短期就労（ショートステイ・スペシャリスト）ビザ
(サブクラス400)

このビザは、オーストラリアで高度に専門的な仕事を6ヶ月以内の短期間だけ行う人のためのビザである。これらの個人はオーストラリアの企業によって招聘される必要があるが、招聘するオーストラリア企業との直接雇用は必須ではない。

グローバルタレントビザ
(サブクラス858)

この永住ビザは、特定の対象産業において卓越した業績を上げ、国際的に認知されている個人が対象である。同じ分野のオーストラリア人同業者または組織からの推薦が必要。

重要な投資家ビザ
サブクラス
188C/888C

このビザは、オーストラリアで500万豪ドルの投資額を維持することが条件である。5年間の暫定ビザは、すべての条件（オーストラリアでの居住期間を含む）を満たした場合、3年後に永住権に変更することができる。

財務報告

事業体と財務報告に関する要件事項

オーストラリア国外で設立された企業がオーストラリアでビジネスを行う場合、オーストラリアに100%または一部を出資するか、オーストラリアでビジネスを行う外国企業として登録する（一般的には、オーストラリアに支店を設立することとして知られている）必要がある。多くの外国企業は、100%または一部を出資する、もしくはオーストラリア支店を通じて、オーストラリアでビジネスを展開している。

オーストラリアの全ての州および準州で、同じ報告基準が適用される。オーストラリアでのビジネスは、オーストラリア税務局 (Australian Taxation Office - ATO)、オーストラリア証券投資局 (Australian Securities & Investments Commission - ASIC)、オーストラリア証券取引所 (Australian Securities Exchange - ASX) などの機関への報告が必要となる場合がある。

主な財務報告の要素は以下のとおりである。

事業活動報告書

オーストラリアで事業を行う企業は、納税と納税義務の報告のために、オーストラリア税務局に事業活動報告書 (Business Activity Statement - BAS) を提出することが義務付けられている。また、個人でもBASの提出が求められる場合がある。BASは、各企業（または個人）ごとに作成されており、オンライン、郵送または直接提出することができる。BASの分割払いの時期により、月次、四半期、年次のいずれかに分けて申告する必要がある。詳しくは、business.gov.au: Reporting Activity Statements (活動報告書) を参照。

財務報告要件

ASICは、オーストラリアの企業、金融市場、金融サービスに関する規制機関である。オーストラリアで事業を行う企業は通常、会計年度末から数か月以内に財務報告書を作成し、ASICに提出することが義務付けられている。年次財務報告書は、監査を受けることが義務付けられている。状況によっては、財務報告書が免除される場合もある。

財務報告要件の詳細については、[ASIC's guide to Financial Reports](#) を参照。

ASXの報告要件

ASXに上場している企業は、継続開示制度と定期開示制度に従わなくてはならない。ASXは、これらの要求事項に関する情報を上場規則 (Listing Rules) の中で提供している。

報告要件の詳細については、[ASX Listing Rules](#) を参照。

オーストラリア会計基準

オーストラリア会計基準は、オーストラリア政府の独立機関であるオーストラリア会計基準審議会 (Australian Accounting Standards Board - AASB) によって設定されており、企業はこれに従う法的義務がある。また、公共および民間部門の報告企業のすべての一般目的財務報告書にも適用されなければならない。オーストラリアでは、一般目的の財務報告には2つの段階があり、オーストラリア会計基準の第1段階に従って財務諸表を作成することで、国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards - IFRS) への準拠が保証される。一方、公的な説明責任を持たない企業は、AASBが発行する第2段階「簡易開示」の枠組みで財務諸表を作成することができる。基準設定の多くは国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board - IASB) の責任だが、AASBは特にオーストラリア事項に関する基準設定権を保持している。

詳しくは、[AASB: Accounting standards](#) を参照。

(93,034)	(286)
(346,793)	(22,1)
(6,160)	(32,149)
(52,430)	(324)
(273)	
(10,537)	
(509,227)	
(1,107,206)	
(40,899)	
(57,663)	
(42,502)	
(4,422)	
(692)	
(19)	
	(2,455)
	(421,025)
	(1,062,685)
	(24,163)
	(50,071)
	(32,8)



オーストラリアで事業を行う際の事業体について理解する:

1. オーストラリアで事業体を設立するニーズと目的は何か
 - a. それらのニーズと目的を達成するために、どのような事業体が適しているか



事業体分類に基づく報告義務について理解する:

1. 事業体の対象となる基本的な報告義務は何か
2. オーストラリアで活動する企業に求められる監査報告書のタイプは何か



報告および監査要件に関するその他の具体的な事項を理解する:

1. 適用される免責事項の有無
2. 特別な要件は適用されるか
3. 監査は必要であるか。監査結果の報告についての具体的な内容は何か

オーストラリアで活動する外国企業のための財務報告

- オーストラリアで事業を行う際の事業体について理解する。
 - オーストラリアで事業体を設立するニーズと目的は何か。
 - これらのニーズと目的を達成するために、どのような事業体が適しているか。
- 事業体分類に基づく報告義務について理解する。
 - 事業体の対象となる基本的な報告義務は何か。
 - オーストラリアで活動する企業に求められる監査報告書のタイプは何か。

- 報告および監査要件に関するその他の具体的な事項を理解する。
 - 適用される免責事項の有無。
 - 特別な要件は適用されるか。
 - 監査は必要であるか。監査結果の報告についての具体的な内容は何か。

事業体の種類

コンプライアンスと報告義務は、それぞれの事業体によって異なる。オーストラリアで事業を行う前に、適切な事業体を理解し決定することが重要である。

一般的な事業体の種類は、以下の通りである。

法人設立

外国企業は、新規に会社を設立するか、最近設立されたシェールカンパニー(まだ取引が発生していない会社)を買収することで、オーストラリアの子会社を設立することができる。

企業は、ASIC に登録することで設立され、オーストラリアで設立された企業には固有の9桁のオーストラリア会社番号(Australian Company Number-ACN)が発行される。

会社法2001年版(Corporations Act 2001) (Cth) (Corporations Act) には、以下のような会社の形態が提示されている。

- 無限責任株式会社 (unlimited with share capital)
- 有限責任株式会社 (limited by shares)
- 有限責任保証会社 (limited by guarantee)、または
- 無債権債務会社 (no liability) (ただし、これは企業の唯一の目的が鉱業または鉱業に関連するものである場合にのみ適用される。)

オーストラリアで最も一般的な事業体の形態は、有限責任株式会社である。有限責任株式会社として取引する会社は非公開会社または公開会社のいずれかだが、公開会社のみが公的な資金調達活動ができ、ASX に上場することができる。

非公開会社

非公開会社は民間ベンチャー企業や公開会社の子会社として利用されることが多い。非公開会社の規模は株主数の上限に関する制限を除き、以下で説明するように特に制限はない。

非公開会社は：

- 一定の基準により、大規模非公開会社または小規模非公開会社に分類される。
- 株主に有限責任を負わせ、会社の解散時に株主が被る損害は、株式の支払額と未払い額(存在する場合)に限定される。
- 従業員以外の株主は50名までとする。
- 限られた状況(例えば、既存の株主や従業員からの資金調達をするケース)を除き、事業発起書やその他の開示書類の提出を必要とするような資金調達活動をオーストラリアで行うことはできない。
- オーストラリア在住の取締役を最低1名設けなければならないが、秘書役を置く必要はない。秘書役を置く場合、その秘書役はオーストラリア居住者でなければならない。
- 有限責任会社である場合は、社名に「Proprietary Limited」、Pty Limited」または「Pty Ltd」の文字が入っていないなければならない。

非公開会社は、以下の3つの基準のうち2つを満たす場合(2019年7月1日以降適用)、大規模非公開会社とみなされる。

- 当該会社および当該会社が支配する事業体の当該会計年度の連結収益が5,000万豪ドル以上であること。
- 当該会社および当該会社が支配する事業体の会計年度末の連結総資産額が2,500万豪ドル以上であること。
- 当該会社および当該会社が支配する事業体の会計年度末における従業員数が100名以上であること。

上記の3つの基準のうち、2つを満たさない場合、その非公開会社は小規模非公開会社とみなされる。大規模非公開会社であることの重要性は、その企業が、後述する財務内容の開示と会計監査を必要とする年次財務報告義務の対象となることだ。外国企業に支配されている小規模非公開会社も、監査済財務諸表の作成と提出を求められることがあるが、一定の免除措置がある。

公開会社

公開株式会社は：

- 投資資金を必要とする大規模なベンチャー企業によく利用される。
- 構成員/株主の数は無制限である。
- 最低3名の取締役を設け、そのうち2名以上はオーストラリア居住者でなければならない。
- 最低1名の秘書役を設け、オーストラリア居住者でなければならない。
- 有価証券の募集のために事業発起書を発行することができる（適用法令に従う）。
- ASX への上場ができる。
- 有限責任公開会社の場合は、社名の末尾に「Limited」または「Ltd」を付ける必要がある。

公開資金調達活動を行うことができるだけでなく、公開会社は、多くの規制上の開示要件を軽減する資金調達クラウドファンディング制度（Equity Crowd-Funding Regime）を利用することができる。この制度により、適格な公開会社は資金調達クラウドファンディングを通じて年間500万豪ドルまでの資金を調達することができ、個人投資家は発行企業1社につき年間1万豪ドルまで投資することが可能である。

オーストラリア支店

海外企業の居住地における財務結果を連結し、別の法人の管理負担を回避することが目的の一つである場合、子会社を設立するよりもオーストラリア支店を設立することが望ましい場合がある。外国企業が、子会社を通さず、オーストラリアで直接事業を行うことを希望する場合、会社法の下で外国企業として登録する必要がある。外国企業の登録は、独立した法人を設立するのではなく、外国企業がオーストラリアに存在するという公的な記録と登録を作成するものである。

外国企業は、その本拠地の最新の法人設立証明書および定款または同等の構成文書を添えて、ASIC に申請フォームを提出しなければならない。場合によっては、他の書類が必要になることもある。

また、オーストラリアに登録事務所を設置し、現地代理人を選任する必要がある。現地代理人は、個人でも組織のどちらでも良い。

登録が完了すると、オーストラリア登録番号（Australian Registered Body Number - ARBN）が外国企業に割り当てられる。

ASIC への外国企業の登録手続きは、通常4週間ほどかかる。登録後、外国企業は毎年ASIC に年次財務報告書（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書を含む）を提出し、その他の報告要件を遵守しなければならない。

駐在員事務所

外国企業がオーストラリアで事業を行うつもりがない場合でも、駐在員事務所を設立することができる。このような事務所の活動は、事業遂行に相当しないものに限定される（宣伝活動の実施など）。会社法では、それ自体では事業を行うことにならない特定の活動をリストアップしている。例えば、単に銀行口座を維持することや、特定の単発の取引を行うことなどが含まれる。しかし、外国企業がオーストラリアに事業所を持つ場合、オーストラリアで事業を行っているときみなされる。さらに、駐在員事務所が事業遂行に該当する活動を行うおうとする場合は、オーストラリア支店を登録する必要がある。簡潔にまとめたが、外国企業がオーストラリアで事業を行っているかどうかの判断は非常に複雑であるため、専門家の助言を受けることを推奨する。



財務報告

一般的なガイドライン

外国に支配された会社の財務報告および監査義務は、オーストラリアの会社法およびその他の会社規則によって規定されている。

すべての公開会社は、設立日から1ヶ月以内に監査人を選任しなければならない。

以下の企業は一般に、監査を受けなければならない年次財務報告書を作成することが義務付けられている。

- 全ての公開会社
- すべての大規模非公開会社、および
- 外国法人に支配されている小規模非公開会社

税務管理法のセクション3CAは、特定の状況において、法人税法上の事業体がATOに「一般目的 財務諸表」(General Purpose Financial Statement - GPFS)を提出することを求めている(「GPFS 要件」)。GPFS 要件は、会社法に基づく報告義務に加え適用されている。

GPFS要件は「国別事業体」(Country-by-country entities - CBC 報告事業体)の法人税法上の事業体(税務申告を行う)であり、オーストラリアの居住法人またはオーストラリアの恒久的施設(1936年所得税評価法で定義 - Income Tax Assessment Act 1936)を運営する外国居住法人の税務事業体のいずれかに適用される。ただし、法人税法(Corporations Act) 319条3項(4.1.3項参照)に規定された期間内にASICにGPFSをすでに提出している場合には、ATOにGPFSを提出する必要はない。

国別事業体の報告企業であるかどうかは、その企業の親会社(企業そのものもあり得る)の連結「年間グローバル所得」の額、具体的にはその所得が10億豪ドル以上であるかどうか、主な決め手となる。

一般的に、外国企業は、登録されない限り(601CD項)、オーストラリアで事業を行うことはできない(会社法に掲げる用語の意義において)。外国企業の登録は、「Form 402 Application for registration as a foreign company」を、所定の根拠書類と共に、ASICに提出することでできる。登録された会社にはARBNが与えられ、必ずオーストラリアに現地代理人を置かなければならない。

s.601CKに基づき、登録された外国企業は、少なくとも毎年1回、ASICに下記のコピーを提出することが義務付けられている。

- 前会計年度末の貸借対照表
- 前会計年度のキャッシュフロー計算書
- 前会計年度の損益計算書

この書類は、会社がその本拠地で適用されている法律に基づいて作成され、その写しとともに提出されなければならない。この書類には、その写しが要求される書類の真正な写しであることを示す書面を添付しなければならないが、これは外国企業の財務諸表を検証するための「Form 405 Statement」を使用することで満たされる。

ASICは、その書類が登録された外国企業の財務状況を十分に開示していないと判断した場合、外国企業に追加書類の提出を求める裁量権を有し、その書類には監査が要求される場合もある(s.601CK(3))。ASICは、登録外国企業および外国人株主を持つオーストラリア企業による報告の案内書「Regulatory Guide 58 Reporting by registered foreign companies and Australian companies with foreign shareholders (ASIC RG 58)」を公表している。これは、登録外国企業の要件についてのより詳細な情報を提供するもので、詳細はwww.asic.gov.auにて参照可能。

ASXに上場している外国企業

ASXの上場規則は、外国企業のASXへの上場を認めている。企業が上場するための要件の1つは、企業法に基づきオーストラリアで事業を行っている登録外国企業である。

場合によって外国企業は、外国の取引所に上場し、自国の取引所の上場規則（またはそれに相当するもの）の適用を受け、その他の様々な条件を満たす「ASX外国免除上場」として、ASXに上場することができる。「ASX外国免除上場」としてASXに上場している企業は、ASX上場規則の定期報告要件（4.6.2項参照）に準拠する必要はない。その代わりにそのような企業は、自国の取引所に提供しているすべての情報を直ちにASXに提供し、また自国の取引所の上場規則を継続して満たしていることを毎年表明することが求められる（ASX上場規則1.11~1.15）。

その他の外国企業は、ASX上場規則第4章に基づく定期報告要件（4.6.2項参照）を含め、適宜ASX上場規則に準拠する必要がある。これらの規則には、以下のような一般的な要求事項に対するいくつかの修正が含まれている。

- 企業が財務情報を作成する際に、ASXが認める限りにおいて、オーストラリアで適用されている会計基準以外の会計基準を利用することを認める。
- 会社法（Corporations Act）2M.3条に基づく財務報告書の代わりに、会社法601CK条に基づき提出する年次報告書類の提出を要求する。
- 会社法43が要求する報告書ではなく、企業が自国法に基づいて提出する半期報告書の提出を要求する。



報告義務の免除

会社法第2M章では、以下に示す報告免除を条件として、「外国が所有し支配する」すべての子会社に対して、監査済みの財務報告書（取締役報告書を含む）を報告年度末から4ヶ月以内にASICに提出するよう定めている（第292条第2項(b)）。

外国が所有し支配する企業には、監査済み財務報告書を作成し、ASICに提出する義務があるが、以下の免除措置を設けている。

- 会計年度または会計年度中に外国企業に支配されていた間に親会社が（オーストラリア法人または登録外国法人のいずれかで）会計年度の連結財務諸表をASICに提出した場合。
- 会社が「小規模」であり、大規模な「グループ」の一部ではなく、ASIC Corporations (Foreign-Controlled Company Reports) Instrument 2017/204 (2017年3月28日施行)に基づく救済措置に申請している場合。

以下の3つの基準のうち2つを満たしている場合、小規模企業に分類される。

- 当該企業および当該企業が支配する企業（もしあれば）の会計年度の連結営業総収入が5,000万ドル未満であること。
- 当該企業および当該企業が支配する企業（もしあれば）の会計年度末の連結総資産額が2,500万ドル未満であること、および/または
- 当該企業および当該企業が支配する企業（もしあれば）の会計年度末の従業員数が100名未満であること。

上記の要求事項において、「グループ」は以下のもので構成されると定義されている。

- 対象となる事業体
- 会計年度中または会計年度末にその対象となった事業体を支配し、オーストラリアで登録・設立され、またはオーストラリアで（それ自身の権利として）事業を行う他の事業体。
- 対象の事業体をすでに支配している外国企業によって、同時にその会計年度中または会計年度末までに支配され、対象の事業体が支配されている会計年度中に、オーストラリアで法人化または設立されてオーストラリアで事業を行っていたその他の事業体。（該当事業体）
- 対象事業体によって会計年度中または会計年度末に支配されている事業体。
- 会計年度中に(c)における該当事業体によって支配されていて、なおかつ対象の事業体を支配している同じ外国企業によって支配されているすべての事業体。

収益、総資産、従業員数の合計を判断することは、「グループ」の定義に該当する企業のみを含むことを除けば、連結と同様のプロセスである。事実上、「大規模グループ」テストは、外国の親会社のオーストラリアにおけるすべての持分、そしてそれらのオーストラリアの持分が保有する外国の子会社すべてを含むものに適用される。

監査免除

外資系企業は、監査の免除を申請できる場合がある。ASIC は、以下のいずれかの場合にのみ免除を認めることができる。

企業が会社法を遵守することにより、以下のような事態が発生する場合：

- (a) 財務報告書又はその他の報告書が誤解を招く場合 (s342(1)(a) 参照)。
 - (b) 状況的に不適切とみなされた場合 (s342(1)(b) 参照)、または
 - (c) 不合理な負担を強いる場合 (s342(1)(c) 参照)。
- ASIC Regulatory Guide (RG) 115 が指示する ASIC Corporations (Audit Relief) Instrument 2016/784 (2017 年 1 月 1 日施行) に基づく救済を申請しなければならない。

上記の免除に関しては、基準を満たすかどうかを判断するために、会社取締役が評価を行う必要がある。

財務報告が必要とされるその他の状況

以下のような特殊な状況においては、財務報告が必要となる場合がある。

- クラウドソーシングによる資金調達を行う事業者
- 開示企業、登録スキーム、リテールCCIV サブファンド
- 通知された外国パスポートファンド

関連リンク

[Australian Financial Reporting Guide \(10th Edition\)](#)



税務

投資に関する基本情報

通貨：オーストラリアドル(AUD)

為替管理制度：該当なし

主要な事業体：公開会社 (Limited)、非公開会社 (Proprietary Limited)、パートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ、トラスト (信託)、退職年金ファンド、個人事業主、外国企業の支店等。

法人税

税率	
法人税率	30% (標準税率) /25%
支店に係る税率	30%/25%
キャピタル・ゲインに係る税率	キャピタル・ゲインは課税所得に含まれる

居住性の判定：オーストラリアで設立された法人は、法人税法上の居住者とされる。オーストラリアで設立されていない法人の場合は、オーストラリアにおいて事業が行われており、且つ、中核的な経営と管理がオーストラリアにおいて行われている、又は、オーストラリア居住者である株主によって管理される議決権を保有している場合には居住者とされる。

課税ベース：居住法人は一般的に全世界ベースの所得が課税対象となる。非居住法人については一般的に、オーストラリア源泉となる所得に対してのみ課税が行われる。居住法人と外国企業の支店との間で、税率及び課税上の取扱いの差異はない。協同組合、共済又はその他の生命保険会社、非営利団体等の特殊な類型の法人には、異なる税率が適用される。

課税所得：課税対象となる益金から控除可能な損金を差し引くことで算出される。課税所得に対し税額が生じる。オーストラリアで事業を行う法人の課税対象となる益金には通常、商品の販売、役務の提供、配当、利息、ロイヤルティ、家賃から稼得される総所得が含まれる。課税対象となる益金からは、非課税所得 (例えば、経済開発プールファンド (Pooled Development Fund) からの一定の配当金、慈善団体等の特定の事業体から得た所得、等) や、益金不算入・非免税所得 (NANE (Non Assessable Non Exempt) income)

が除外される。益金不算入・非免税所得 (NANE income) には、特定の外国企業の支店から稼得する所得、オーストラリアにおける法人所得課税対象の事業体が10%の持分を保有する外国企業から受け取る外国株式の配当金 (一つ以上の介在するトラストやパートナーシップを通じて直接又は間接的に受領するもの) が含まれる。

税率：法人税の標準税率は30%である。但し、年間総売上高が5,000万豪ドルより低く、且つ、Base Rate Entity (最低税率法人) を判断するに当たっての受動所得 (Passive

income) が課税所得の80%未満である事業体の場合は、2021-2022年度及びそれ以降の年度において、税率25%が適用される。なお、「Base Rate Entity (最低税率法人) を判断するに当たっての受動所得 (Passive income) 」に該当する項目は以下の通りである。

- 企業の配当金、及び、配当金に係るフランキングクレジット
- ロイヤルティ、及び、家賃収入
- 利子所得 (一部除外項目あり)
- 一定の条件を満たす証券からの利得
- 正味のキャピタルゲイン
- パートナーシップの出資者 (パートナー)、又は、トラストの受益権者の課税所得に含まれる金額 - 「Base Rate Entity (最低税率法人) を判断するに当たっての受動所得 (Passive income) 」に該当する金額との繋がりを直接又は間接的に確認可能なもの。

配当に係る課税：オーストラリアは配当の二重課税を避けるため、完全インピュテーション方式を導入している。当該制度の下では、法人税の支払い額は全て株主に帰属される。オーストラリアにおける法人税が課され支払われた利益の中から支払いが行われる配当は、「フランクド (Franked) 配当」と呼ばれる。オーストラリアの居住者である株主は通常、支払われる法人税からの税控除を行うことができ、また非居住者である株主に支払われるフランクド配当については、配当に係る源泉税が免除される。

キャピタルゲイン税：課税所得には、正味のキャピタルゲイン（即ち、キャピタルゲインからキャピタルロス差し引いた後の利益）が含まれる。企業が得る正味のキャピタルゲインは、通常の法人税率にて課税される。企業がある特定の期間において、外国企業の直接的な議決権を10%以上保有している場合、当該外国企業の株式売却に伴うキャピタルゲイン又はロスは減額される場合がある（下記「出資の免除」参照）。非居住者については、「課税対象となるオーストラリア資産（Taxable Australian Property）」（非居住者のオーストラリア支店の事業用資産、オーストラリアの不動産に対する直接・間接的な持分等）に係るキャピタルゲインのみを課税所得に算入する。研究開発成果の処分に関する条項があり、関連するキャピタルゲインの取扱いに優先される場合がある。

欠損金：欠損金（但し、非課税所得がある場合には、非課税所得分が減額される）は、以下の条件を満たす場合に、将来の課税所得と相殺するために、無期限に繰り越し、使用することができる。

- 「支配権の継続性（Continuity of ownership and control test）」（議決権、配当、及び、資本に係る権利の50%以上が移動していない）、又は
- 「事業の継続性（“Same” or “Similar Business” test）」（主たる事業内容が変わっていない）

キャピタル・ロスについても同じ条件に基づき判定されるが、キャピタル・ゲインとのみ相殺することが認められる。

外国税額控除：外国所得税控除制度（Foreign Income Tax Offset - FITO）により納税者は、国外所得である課税所得に対して課されたオーストラリアの税額、又は国外で支払われた外国所得税額に関して、税額控除又は相殺をすることができる。

税額控除の金額は通常、支払われた外国所得税額と同額であるが、対象所得に対するオーストラリアにおける課税額に基づく限度額を考慮する必要がある。税額控除は、生じた外国所得税額に対応する年度においてのみ適用が認められる可能性がある。使用されなかった税額控除の金額は、将来年度に繰り越すことはできない。

出資の免除：特定の期間においてオーストラリアの居住者である企業が、外国企業の10%以上の株式を保有していた場合に、当該外国企業の株式の処分に伴うキャピタルゲイン又はロスは、当該外国企業の資産が実際に行われた事業活動に使用された割合を反映するパーセンテージを用いて減額される可能性がある。オーストラリアの法人税法上課税対象となる事業体が10%の持分を保有する外国企業から受け取る、国外の持分に係る配当（直接、又は、一つ以上の介在するトラストやパートナーシップを通じて受け取るもの）は、益金不算入・非免税所得（NANE income）となる。

優遇措置：適格性を有する研究開発活動に関する、特定の条件を満たす支出については、優遇措置を受けることができる。研究開発に関する税制優遇制度のもとでは、特定の研究開発費は損金算入することができないが、全世界のグループ総売上高が2,000万豪ドル未満の企業については、還付可能な税控除を受けることができる。2021年7月1日以降は、現行の法人税率に18.5%を上乗せした税率が設定され、現行の合計税率は43.5%である。その他の企業については、1億5,000万豪ドルまでの支出について、還付不可の税控除を受けることができる。

2021年7月1日以降に開始する事業年度について、還付不可の税控除算出に当たっての税率は、通常の法人税率と連動し、最低でも8.5%の税控除、研究開発関連支出の割合（intensity）が2%を超える場合には16.5%の特別枠が適用される。





2022年7月1日からの開始が提案されていた、医療・バイオテクノロジー企業に対するパテントボックス (Patent Box) 制度、並びに、適格性を有するゲームに対するデジタルゲーム関連の税控除 (Digital Gaming Tax Offset - DGTO) の2つの優遇措置も導入が提案されている。

オーストラリアにおける初期段階のイノベーション企業 (Early Stage Innovation Companies - ESIC) への投資者は、特定の除外条件に該当しない限り、ESIC の新規発行の持分 (株式) の購入金額の20% (上限20万豪ドル) に相当する、還付不可で繰越可能な税控除を受けることができる。また、特定の株式については、キャピタルゲイン税に係る優遇措置も存在する。

集団投資ビークルの一形態である管理投資信託 (Managed Investment Trust - MIT) には、特別な税法が適用される。特定のMIT 及び帰属管理投資信託 (Attribution Managed Investment Trust - AMIT) については、オーストラリアとの間で情報交換 (Exchange of Information - EOI) 協定を締結している国に居住する外国人投資家に支払われる資

金に対して、最終的な源泉税率を15% とする優遇措置が適用される。大まかには、資金の支払は、(配当、利息、ロイヤルティを除き) 信託 (トラスト) のオーストラリア源泉の正味の所得とされる。当該資金の支払が、優遇対象外となるMITの所得 (Non-Concessional MIT Income) に帰属する場合は、最終的な源泉税率が30%となる可能性がある。

投資管理者制度 (Investment Manager Regime - IMR) は、国外で管理されるファンドが、オーストラリアに居住するファンドマネージャーを使用してオーストラリアに投資を行い、特定の条件を満たす場合に、税務上の優遇措置を提供する。その他にも、様々な優遇措置が存在する (映画関連の税制優遇措置等)。

2022年7月1日より、オーストラリアでは企業集団投資ビークル (Corporate Collective Investment Vehicle - CCIV) に関する規則や税制の枠組みが制定された。CCIV はパスルー課税方式に基づき課税され、CCIV、及び、その構成メンバーは、既存のAMIT (及び、その構成メンバー) に関する税務上の取扱いと同じとすることが企図されている。

法人向けコンプライアンス

課税年度： 課税年度は通常7月1日から6月30日までの期間である。但し、一定の条件を満たす場合には、オーストラリア税務当局（Australian Taxation Office - ATO）の承認を得ることで、代替年度を採用することが認められる。

連結納税： 連結納税制度により、100%の持分を保有されているオーストラリアのグループは法人税法上、連結された単一の事業体としての課税を選択することができる（連結納税グループ（Tax Consolidated Group））。当該制度は、課税対象の事業体として連結納税グループに焦点を当てており、グループ内取引については税務上対象から除外される。本法律は、グループ再編の障壁を減らし、グループ内での損失の合算を可能にし、また規則上の繰越の要件なしに、非課税でのグループ内の資産の移転を可能にする。

また、単一の外国企業により完全に持分が保有されている、オーストラリアの居住者である特定の子会社が、MEC（Multiple Entry Consolidated）グループと呼ばれる連結納税グループを形成する規則も設けられている。

連結納税グループ、又は、MECグループを形成する選択は任意であるが、一度形成された場合、選択を取り消すことはできない。

申告と納付： 通常、対象年度の課税所得に基づき、毎年申告を行う必要がある。6月30日決算企業の毎年の税務申告期限は通常、翌年の1月15日である。研究開発（R&D）関連の費用に関する税控除を申請する場合、申請登録は期末から10ヶ月以内に行う必要がある。

なお、申告期限の延長が認められる場合もある。

罰則： 申告の遅延、申告漏れ、申告上の誤り、租税回避や脱税に対しては、ペナルティ及び利息が科される場合がある。「大規模多国籍企業（Significant Global Entities - SGEs）」に該当する事業体について、申告遅延の場合にはペナルティが科されるが、通常の大企業よりも最大で100倍高いペナルティが科される可能性がある。

ルーリング： ATOは、パブリックルーリング、プライベートルーリングの両方を提供する。ルーリングは通常、対象となる納税者に適用される場合、ATOにも拘束力をもち、また納税者は該当のルーリングに依拠することができる。ATOは、実務コンプライアンスガイドライン（Practical Compliance Guidelines - PCGs）を公表する。その中で、特定の税務リスク分野について、ATOがコンプライアンスに係るリソースを割く対象を明らかにしている。PCGの中には、緑色（低リスク）から赤色（高リスク）までの、色を用いたリスクゾーンを公表しているものもある。納税者の税務ポジションに係る申告書付表（Reportable Tax Position Schedule - RTP Schedule）の提出が必要となる大企業については、当該付表の中で、該当するPCGにより求められる様々な取引に関する開示を行う必要がある。





個人所得税

居住者税率		
個人所得税率	課税所得	税率
	18,200ドルまで	0%
	18,201 - 45,000ドル	19%
	45,001 - 120,000ドル	32.5%
	120,001 - 180,000ドル	37%
	180,000ドル以上	45%

キャピタルゲイン 課税率
 キャピタルゲインは課税対象収入に含まれる（キャピタルゲイン割引が適用可能）

* 居住者に、所得税に加えて、課税所得に対して2%のメディケア税が課税される。

居住者： 税法上、オーストラリアに常時居住しているか、以下の居住者テストのいずれかを満たしている場合、その個人は居住者としてみなされる。

- オーストラリアに居住している（ただし、国税庁長官が個人の永住地が他の場所にあると認めた場合を除く）。
- 課税年度の過半数超をオーストラリアで過ごしている（ただし、国税庁長官が個人の自宅が他の場所があり、オーストラリアに居住する意思がないと判断した場合を除く）、または

- 連邦政府職員のための特定の退職年金基金（スーパーアニュエーション）の拠出会員（またはその配偶者や16歳未満の子供）である。

税法上の一時居住者とは、以下の基準をすべて満たす個人を指す。

- 1958年移民法に基づいて付与された一時滞在ビザを所持している。
- 1991年社会保障法の解釈内でのオーストラリア居住者でなく、且つ、同法の解釈内でのオーストラリア居住者である配偶者を持たない。
- 一時居住者ではない期間にオーストラリアに居住したことがない（例：永住ビザを所持していた、オーストラリア市民と結婚していたなど）。

原則： 居住者は通常、全世界所得とキャピタルゲインに対して課税される。非居住者は、オーストラリアを源泉とする所得と、課税対象となるオーストラリアの不動産から得られるキャピタルゲインのみ課税される。一時居住者は、全世界給与所得、オーストラリアを源泉とする投資収入、課税対象となるオーストラリアの不動産から得られるキャピタルゲインに対して課税される。

また、サブクラス417（ワーキングホリデー）または462（ワーク&ホリデー）ビザを持つワーキングホリデーをする者には、特別な税率が適用される。

課税所得： 課税対象所得から控除可能な費用を差し引いた課税所得に対して所得税が課される。個人所得税の対象となる課税対象収入には、給与所得、事業所得、キャピタルゲインに加えて、配当、利子、家賃収入などの受動所得も含まれる。

税率： 最高税率45%とした累進税率が適用される（2%のメディケアを含むと47%となる。下記「企業年金（退職年金）」の項を参照）。

年間を通じて居住者と見做される納税者には18,200ドルの非課税枠が適用される（一年未満の居住者に対しては非課税枠が減額される）。

キャピタルゲイン： 1985年9月19日以降に取得した資産の処分による純キャピタルゲインは、課税対象所得に含まれる。12ヶ月以上保有した資産については、キャピタルゲインの50%のみが課税対象所得に算入される（キャピタルゲイン税割引）。非居住者と一時居住者は、2012年5月8日以降に発生したキャピタルゲインに関して、キャピタルゲイン税割引を受けることができない。

非居住者および一時的居住者に適用されるキャピタルゲイン税は、当該外国人投資家が処分した課税対象オーストラリア不動産に限定されている。非居住者が特定の資産（オーストラリアの不動産など）を売却した場合、源泉徴収税（所得税申告時に税額控除可能）が適用される場合がある。

費用控除と手当： 事業経費は、課税対象所得を得るため・生み出すために必然的に発生したものであれば、費用控除が可能である。オーストラリアで登録されている慈善団体への寄付は、費用控除の対象となる場合がある。資本的支出、私的支出、家庭用支出は、一般的に費用控除の対象外となる。政府によっていくつかの税額控除が定められているが、多くは居住者であるオーストラリア市民または永住権保持者に限定されている。

外国税額控除： 外国税額控除（FITO）規則により、納税者は、外国所得に対して支払われたオーストラリア、及び諸外国における所得税において、税額控除を申請することができる。税額控除の金額は、原則支払われた外国所得税と同額だが、その所得に対して支払わなければならないオーストラリア所得税を上限としている。外国税額控除は、外国税が課される課税年度においてのみ使用することができる。未使用のFITOは、将来の課税年度に繰り越すことはできない。

個人向けコンプライアンス

課税年度： 課税年度は7月1日から6月30日まで。

申告の有無： 納税者は各自で申告する必要がある、合算申告は認められていない。

申告と納付： 課税所得が 18,200 ドルを超える居住者（あるいは給与所得から所得税を源泉徴収されている全ての居住者）は所得税の申告が必要。非居住者は、オーストラリアを源泉とする所得または利益を得ている場合、所得税申告が必要。確定申告は、6月30日に終了する所得年度について、同年の10月31日までに行わなければならない（ただし、税理士による申告プログラムを利用している場合は申告期限締め切りの延長が認められる）。

罰則： 申告書の提出遅延、未提出、不注意による申告漏れ、租税回避や脱税に対しては、罰金や利息が課されることがある。

源泉税

税率	居住者		非居住者	
	法人	個人	法人	個人
配当	0%	0%	0%/30%	0%/30%
利子	0%	0%	0%/10%	0%/10%
ロイヤルティ	0%	0%	30%	30%
技術サービス料 (ロイヤルティに含まれない)	0%	0%	0%	0%

配当： オーストラリア居住法人が、法人税支払い後の利益から支払う配当には支払われた所得税額をフランキング・クレジットとして付与することが出来る。配当は、法人がフランキング・クレジットをどの程度使用するかによって、「フル・フランク」、「パーシャル・フランク」、「アン・フランク」と呼ばれる。居住法人または個人に支払われる配当は、源泉税の対象とはならない。非居住者に対する配当がアンフランクド（非適格配当）のケースのみ法定税率30%の源泉税が課せられるが、租税条約締結国への配当の場合は通常源泉税が軽減される（例：日本の親会社への配当は一定の要件を満たせば、源泉税が課されない）。フランクドされた分配（適格配当）は源泉税の対象とはならない。オーストラリアの特定外国所得（conduit foreign income）ルールに基づき、オーストラリアの居住法人が得た特定の外国源泉所得は、非居住者の株主に対しては配当源泉税を除いて配当することができる。

利息： オーストラリア居住者がオーストラリア居住の法人、または個人に支払う利息は、税務登録番号が提供されていれば、源泉徴収の対象とはならない。外国人居住者に支払われる利息には、通常 10% の源泉税が課される。ただし、特定の公募債や非公募債の債務利息などに対しては、いくつかの免除規定がある。また、外国の金融機関や政府機関に支払われる利息については、特定の租税条約に基づき、源泉税が免除される。

ロイヤルティ： オーストラリアの居住者が同国の居住法人または個人に支払うロイヤルティは、源泉徴収の対象ではない。非居住者に支払われるロイヤルティは、租税条約によって税率が引き下げられていない限り、通常 30% の源泉税が課される。

技術サービスに対する報酬：オーストラリアにおいては、居住者または非居住者に対する、ロイヤルティに該当しない技術サービス料の支払いには源泉税を課されない。

その他：投資信託（MIT）による非居住者への支払いは、通常、オーストラリアとEOI協定を結んでいる国の非居住者に行われる場合は15%の源泉税が課され、それ以外の場合は30%の源泉税が必要である。クリーンビルディングMIT（2012年7月1日以降に建設されたエネルギー効率の高い商業ビルのみを保有するMIT）による支払いには、10%の優遇税率が適用される。

租税回避防止規則

移転価格：移転価格税制は、あらゆる国外関連者間取引に適用される可能性がある。当規定は必ずしも取引当事者間の直接的な保有関係を必要とせず、取引当事者間の何かしらの関係性があれば適用される。当規定は異なる法人間、並びに、恒久的施設（Permanent Establishment - PE）との間の国際的な取引・取決めに適用される。OECDガイドラインに準拠しており、オーストラリアで一般的に許容されている移転価格の算定方法としては、独立価格比準法、再販売価格比準法、原価比準法、利益分割法、取引単位営業利益法が挙げられ、その中で最も適切且つ信頼性の高い算定方法を適用すべきとされている。

移転価格税制は、所得税や源泉税の軽減等、当事者が「移転価格による便益」を得ている場合に適用される。ATOは、実際の取引条件を否認し、その代わりに独立企業間で適用されるであろう条件を適用させることを可能とする権限を与えられている。

利息の損金算入の制限（過少資本税制）：外国企業が管理するオーストラリアへの投資（Inward investors）、及び、オーストラリア企業による国外投資（Outward investors）に関して、事業体の負債が一定の水準を超える場合、オーストラリアの課税所得の算定に当たって利息の損金算入が制限される。上記の各投資における負債許容額の上限は、通常、以下のいずれかのテスト（算出方法）を適用することで算出される。

- セーフ・ハーバー・テスト（Safe Harbor Test）：事業体の資本に対する負債の割合を、会計上の開示に基づき、総資産の60%の金額から、借入以外の負債、及び、特定の関連者に対する投資、債権を差し引いた後の金額までとする。金融機関については、異なる算定方法が適用される。
- 独立企業間債務テスト（Arm's Length Debt Test）：負債の水準を、事業体が独立第三者の貸し手から合理的に借り入れることができるであろう最大額とまでとする。

- 全世界ベースのギアリングテスト（Worldwide Gearing Test）：上記のInward investors、Outward investorsの両方に適用可能。

当規定は、国外の関連者との間の負債だけでなく、全ての負債に適用され、オーストラリアの多国籍企業や国外の多国籍の投資家についても対象となる。関連会社と合わせて、利息の損金算入額が年間200万豪ドル未満であり、且つ、平均資産の総額の90%以上がオーストラリアの資産で構成される国外投資事業体については、当規定の適用が免除される。

外国子会社合算税制（Controlled Foreign Companies - CFC）：外国企業は下記のいずれかの条件を満たす場合、ひし被支配外国法人（CFC）とみなされる。

- 5人以下のオーストラリアの居住者が、該当法人の50%以上の持分を保有している。
- 単一のオーストラリアの事業体が、該当法人の40%以上の持分を保有している（なお、追加の考慮事項の検討も必要）。
- 5つ以下のオーストラリアの事業体（関連会社を含む）が、該当法人を実質的に支配している。

当規則が適用される場合、オーストラリアの株主（帰属納税者）は、被支配外国法人（CFC）に帰属する所得の持分相当を、課税所得に算入する必要がある。

ハイブリッド：オーストラリアは、OECD/G20による、税源浸食と利益移転（Base Erosion and Profit Shifting - BEPS）プロジェクトの行動計画2に基づき、ハイブリッド・ミスマッチ・ルールを導入している。当規則は、一般的に2019年1月1日以降に開始するオーストラリアの課税年度から適用される。輸入されたハイブリッド・ミスマッチに関する一部の規則については、2020年1月1日まで限定的に延期された。但し、BEPS行動計画2の勧告以上の内容として、（ハイブリッドの要素を有さない）関連者間での金融取引に係る利息のオーストラリアでの損金算入について、利息による所得がオーストラリア国外で10%以下の税率での課税の対象となる場合には、Targeted Integrity Ruleと呼ばれる規則により否認される可能性がある。

経済的実体に係る要件：多国籍企業租税回避防止法（Multinational Anti-Avoidance Law - MAAL）や迂回利益税（Diverted Profits Tax - DPT）を含む、それぞれの租税回避防止規則に関連して、経済的実体は重要な概念である（下記「その他」参照）。

情報開示に係る要件：オーストラリアにおける全ての納税者は、移転価格を含む税務上の事項を文書として記録する十分な証憑を保管する必要がある。法人税申告までに準備し同時文書化を行うことは、ATOによる調査が行われる場合に、ペナルティ軽減のために必要となる「合理的に抗弁可能な税務ポジション (Reasonably Arguable Position)」を立証する上での一つの要件である。

オーストラリアの納税者は、特定の条件を満たす場合に、毎年の税務申告書に付随して、「国外関連取引一覧 (International Dealings Schedule - IDS)」を提出することが求められる。IDSは、納税者の国境を跨ぐ関連者間取引に関して、様々な情報を詳細に開示することを要求しており、具体的には、ATOが税務リスクが高いと懸念している分野 (租税回避地や低税率国等に所在する関連者との特定の取引類型や取決め) に関する特定の情報開示が含まれる。またIDSでは、CFCや過少資本税制 (上記参照) の適用に関連する情報の開示についても求められる。

加えて、国別 (Country by Country - CbC) 報告事業体 (SGEの一つのサブグループであり、大まかには、年間の全世界所得が10億豪ドル以上のグループのメンバーである事業体) は、オーストラリアの移転価格税制におけるCbC関連の報告義務の一環として、ATOに追加情報を提供する必要がある。毎年求められる3つの報告書 (CbCレポート、マスターファイル、Part A、Part B及びShort Formから構成されるローカルファイル) について、会計年度末から12ヶ月以内に、所定の書式を用いてATOに提出しなければならない。但し、特定の条件を満たす場合には、免除が認められる場合がある。

売上高が2億5千万豪ドルを超える多くの事業グループに対しては、税務申告書に付随して、納税者の税務ポジション

(Reportable Tax Position - RTP) に係る申告書付表の提出が求められる。

税務上の自発的な透明性に関する規約 (Voluntary Tax Transparency Code) では、売上高が1億豪ドル以上の企業に対して、追加の税務情報や関連情報の開示を促している。また、CbC報告事業体は、特定の条件を満たす場合に、一般目的の財務諸表 (General Purpose Financial Statements) の提出が必要となる。

出国税：納税者 (個人及び法人を含む) がオーストラリアの居住者でなくなる場合、通常、キャピタルゲイン税制上、資産を処分したものとみなされる。但し、オーストラリアの不動産等、非居住者が所有するものの、オーストラリアの課税対象となるオーストラリア資産については、出国税に係る規則は適用されない。

一般租税回避防止規則：オーストラリアは、その他の特定の租税回避防止規則を補完する、一般租税回避防止規則 (General Anti-Avoidance Rule - GAAR) を定めている。GAARは執行上の最終的な措置であって、ATOは税務上の便益を享受することを唯一、又は、主たる目的とするスキームがあると判断する場合に適用することができる。

その他：MAALは、外国企業によるオーストラリアでの恒久的施設 (PE) ステータスの回避を対象としている。MAALはSGEに適用されるが、大まかには、外国企業がオーストラリアの顧客に対し商品やサービスの提供を行うが、オーストラリアの関連会社においてそれらの商品やサービスの提供に関連してオーストラリアで直接的に活動を行っており、且つ、

関連する税務上の便益を得ることを主たる目的としている場合に適用される。

SGEに対しては、関連者間取引を通じて国外に移転された利益 (迂回利益) に対して、40%の税率で迂回利益税 (Diverted Profits Tax - DPT) が適用される。国境を跨ぐ関連者間取引において、迂回利益について24%以下の税率で国外で税額が支払われる場合、DPTの対象となる可能性がある。DPT適用の判断に当たって、外国税の判定においては、表面税率ではなく、支払われた外国税額に基づいて判定される。

概説するにDPTは、事業スキームに関連して税務上の便益を得ており、且つ、当該事業スキーム又はその一部は、税務上の便益の獲得を可能にすることを主たる目的として行われたものと判断される場合に、適用することが可能である。

DPTを非適用とする限定的な例外規定があるが、その一つとしては、関連する各事業体の利益がその経済的実体を合理的に反映しているかどうかを検討する、「十分な経済的実体 (Sufficient Economic Substance)」に関するテストがある。



消費税 (GST)

税率	
標準税率	10%

課税対象取引：消費税 (GST) は、事業者が対価を得て行う大半の取引に課税される付加価値税である。消費税は、サプライチェーンの各段階で課され、消費税登録事業者は、供給する「課税対象」の商品・サービスの価格に消費税を含む必要があるが、消費税が適用されない供給取引もある。具体的には金融取引などの「インプット課税」供給、継続企業の売却や商品・サービスの輸出などの「消費税免除」供給がある。大まかに、消費税登録されている事業者は、事業で使用するため購入に支払った消費税の控除を申請することができる。しかし、インプット課税供給を支払う事業者は、例外措置が適用されない限り、一般にそのような控除を申請することができない。消費税は特定の状況下では域外適用となり、海外からオーストラリアの消費者にサービスやデジタル製品を供給する企業や、消費者がオーストラリアに輸入する低額商品 (1,000ドル以下) を供給する企業であっても、消費税登録を行い、これらの供給に対して消費税を徴収し納付することが要求されることがある。

税率：消費税の税率は10%。

登録：事業者は、年間売上高が登録義務閾値以上であれば、消費税の登録をしなければならない。現在の閾値は、非営利事業者で年間 15 万ドル、それ以外の事業者で年間 7 万 5,000 ドルである。しかし、売上高が登録義務閾値以下であっても、自主的に登録を選択することができる。年間売上高が登録義務閾値以下の非居住者においても通常の業務の過程で商品や役務の購入に支払った消費税を回収することを目的、消費税登録を選択することができる。

申告と納付：消費税登録事業者は、各課税期間の終了後に、事業活動報告書 (Business Activity Statement - BAS) で消費税の申告をする必要がある。年間売上高が 2,000 万ドル以上の企業は、月次申告が必要となる。年間売上高が 2,000 万ドル以下の事業者は、毎月、若しくは四半期ごとの申告を選択することができる。

年間売上高が 7 万 5,000 ドル以下で、消費税を自主的に登録している中小企業は、コンプライアンスコストを削減するために、四半期毎ではなく、年次申告・納付が認められている。



法人および個人に対するその他の税金

別途記載がない限り、以下に記載する税金は法人と個人の両方に適用され、オーストラリア全土で適用される。

企業年金(退職年金)：雇用主は従業員に対して、5万8,920ドルを上限とした従業員の「平常時の所得」の10.5%の年金積立を、従業員が指定する退職年金基金、または退職貯蓄口座に拠出することが義務付けられている(2022/23年度)。但し四半期の「平常時の所得」が5万8,920ドルを超える額については強制ではなく、任意となっている。尚、特定の要件を満たせば年金の拠出が免除されるケースもある。

所得税に加えて、オーストラリアに居住するほとんどの個人納税者は、メディケア(基本的な医療と病院でのケアを無料で提供する国民健康保険制度)および障害者介護の財源として、課税所得に対して2%のメディケア税が課税される。但し、低所得の納税者には救済措置がある。短期滞在ビザにて就労する個人はメディケアの給付を受ける資格がない為、保健大臣に申請をすることにより、メディケア税免除が可能となっている。

また、政府が指定する民間医療保険に加入していない個人で、課税所得が一定の基準を超える納税者は、メディケア・サーチャージ税(最高1.5%)が課される。

給与税(Payroll Tax)：給与税は、州や準州毎に雇用主に課税される。課税対象給与は主に従業員に支払われる給与、賃金、FRINGE BENEFIT、退職年金拠出金などである。税率は州や準州によって異なり、最大で6.85%になることもある。

固定資産税：不動産譲渡については、「印紙税」の項を参照。土地税は州または準州に土地を持つ所有者に対して免税措置(例：生活上の本拠となる住居地においては免除)が適用されない限り、毎年課税される。税率は、州によって異なるが、最高で2.75%である。州によっては、外国人または不在所有者に対して、最高2%の税率で土地税の割増が適用される場合がある。また、1年間の内6ヶ月以上空家状態にある住宅には、空室料や空家地税がかかる場合がある。

土地の所有者は、不動産が所在する市議会に対して、不動産の価値に基づいて計算された地方税も支払う必要がある。

印紙税：州・準州では、不動産(有形)および一部の事業用不動産(無形)の譲渡に対して、最大6.5%の印紙税を課している。税率は州・準州や譲渡する財産の価値によって異なる。また、特定の企業やユニットトラストが保有する不動産の間接的な譲渡にも印紙税が課され、その税率は最大6.5%となっている。

州によっては

- 追加料金(外国人が住宅用不動産を購入する場合、標準税率に最大8.0%を上乗せ)

または

- プレミアム税率(高額住宅用不動産の場合、最大7.0%)によって印紙税の追加徴収が行われ、最高税率は15%までとなる場合がある。

相続税・遺産税：オーストラリアでは、相続税や遺産税は課せられていない。

その他：雇用主は、従業員に提供されるFRINGE BENEFIT(自動車、低金利ローン、学費など)の価値に対して、各FRINGE BENEFITのグロスアップ値に対して47%の税率でFRINGE BENEFIT TAX(FBT)を支払う必要がある。FBTは所得税法上、費用控除対象である。

租税条約：オーストラリアは45の二国間租税条約を締結している。オーストラリア政府は、2023年までに10の新たな租税条約の締結、租税条約の更新を計画しており、オーストラリアの租税条約ネットワークを拡大させる。OECDの多国間協定(Multilateral Instrument - MLI)は、オーストラリアについては2019年1月1日付で発効した。

税務当局：ATO、イノベーション・アンド・サイエンス・オーストラリア(研究開発関連の税制優遇に関する監督機関)、州・準州歳入庁、外国投資審査委員会(Foreign Investment Review Board - FIRB)。グループ内取引を含む、オーストラリアへの国外からの投資を管理し、オーストラリアの財務長官をサポートする。特定の国外からの投資取引についてはFIRBの承認が必要)。

オーストラリアでの企業設立 におけるESGの重要性

近年、以前にも増して会社は社会的正当性を求められている。ESGの三要素 - Environmental（環境）、Social（社会）、Governance（統治プロセス） - は、会社の運営に対して問題や予防への精密な調査を促したり、責任のある持続可能な運営を要求するものである。ESGの挙げる理想とコンプライアンスは年々上がる投資家やステークホルダー（利害関係者）の期待や要求に応えるための重要な測定基準として確立されている。

オーストラリアで起業している会社は積極的に脱炭素化やESGの課題に取り組んでおり、現在のオーストラリアの経済問題から目をそらすものではなく、解決の一部として認識されている。

オーストラリアのESG事情

オーストラリア全土にわたり、投資家らは企業の長期的持続可能性を評価するために、ESGフレームワークの概要や戦略を求めるようになってきている。

ESGは企業の長期的な成功に繋がる以下の経営課題に重大な影響を及ぼす可能性を秘めている。

- 企業評価 - ESG課題への取り組みは企業のオーストラリアにおける事業の可能性を広げ、企業目標の達成や、ステークホルダーグループからの期待に応える助けとなる。
- リスクの減少 - ESG課題への取り組みは業界やビジネスモデルによっては短期的・長期的リスクに対し特定の支援をすることができる。
- 機会管理 - 市場や環境の状況またはユーザーの期待の変動により、新しい製品やサービスへの要求、新規顧客の可能性、ESG課題に取り組むための戦略的関係構築のチャンスを作ることができる可能性がある。
- 文化と本質的価値 - 企業におけるESGへの取り組みの成熟度は、高パフォーマンス、目的志向の姿勢と包括的な文化を構築するための企業努力を示す指標である。

世界目線ではオーストラリアは気候変動に関して最小限の行動しか行っていない国として位置づけられることがある。グランサム気候変動研究所が作成・管理している「世界の気候変動関連法データベース」(The Climate Change Laws of the World Database)を参照すると、米国以外ではオーストラリアが最も高いレベルの気候変動訴訟活動を記録しており、2021年10月の時点で121件の訴訟が発生している。一方、同データベースでは、英国で77件、欧州連合で56件、カナダで25件、ニュージーランドで21件が記録されている(1)。

オーストラリアでは、銀行が資金調達の妥当性や気候変動に関する公約との整合性を問われるケースから、化石燃料業界の企業が上辺だけの環境配慮（グリーンウォッシング）の可能性を問われるケース、さらには政府機関に対するケースなど、情報開示から環境許可に至るまで幅広く訴訟が起こっている。

ESG課題を事業戦略や業務に取り入れる際に検討できる取り組みのいくつかの例を紹介する。

- ESGを独立した分野として捉えるのではなく、財務戦略や広範な企業目的と併せて検討すること。
- 取締役会の議題設定において、外部の視点を取り入れるなど、より多くの意見を取り入れること。
- 経営陣の多様化、特に財務的責任のある職務の人選などにESG課題を取り入れて検討すること。

オーストラリアにおけるESG 報告

オーストラリアでは現在、広範なESG 報告が任意で行われているが、特定の事業者は様々なESG関連法（現代奴隷法 2018 (Cth)）の報告義務がある。

気候関連の開示に関して、ASIC は、気候リスクから大きく影響を受ける上場企業がTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の提言に従うことを推奨している(2)。上場企業は、最近の評価指標、目標、移行計画に関するガイダンスを含め、TCFD が公表したすべてのガイダンスを検討する必要がある。

2022年6月、ASIC はまた新しい情報シート - INFO 271(3)、持続可能関連製品の提供や販売促進を行う際にどのようにグリーンウォッシュを回避すべきか、を発行した。「グリーンウォッシュ」に対する既存の禁止事項の概要と、それを避けるために発行者（運用ファンドの責任法人、企業集団投資体 (Corporate Collective Investment Vehicles - CCIV) の法人役員、登録可能退職年金事業体の受託者など）が何をすべきかという規制当局の期待事項を明確にしている。

Australian Prudential Regulation Authority (APRA) を筆頭とする規制当局は、具体的な行動を取り始めている。APRA は 2021 年 11 月にCPG229「気候変動金融リスク (4)」を発表し、このガイドは銀行、保険会社、退職年金受託者が主な対象であり、気候変動リスクに関する新たな要件を課さないことを明言したが、これは、APRA の既存のリスク管理、ガバナンス要件により、気候変動リスクの検討と管理がなされるべきことを意味することは明らかであった。APRA は、オーストラリアの銀行を対象とした気候変動リスク評価方法 (Climate Vulnerability Assessment - CVA) を実施し、その結果は今年中に発表される予定である。その他にもCVAを保険や退職年金部門にも拡大することを検討していると表明している。

オーストラリアでは現在、ESG 報告制度は任意であるが、報告義務化が目前に迫っていることは明らかである。ESG の説明責任と透明性の要求に応え、適切な報告を行わない企業は、株主やステークホルダーによる反発、投資家の離反、将来の規制措置のリスクに直面する可能性がある。



企業が考慮すべきESG 要因

ESG要因は、業界、企業の実態、ビジネスモデルによって、様々な形で定義される。またその特性により各要素における重要なポイントは異なる。経営陣は、リスク、影響、時間軸、ステークホルダーの見解などに基づいて、自社にとって適切な要因を検討する必要がある。以下参照。

環境要因

環境要因は、企業の環境への影響と自然環境の責任ある利用と保護（スチュワードシップ）に対応するものだ。組織の環境パフォーマンスを向上させることに重点を置いている。ここでは、オーストラリアの企業が検討できる一般的な例をいくつか紹介する。

環境要因	解説
気候変動	脱炭素化および二酸化炭素排出量抑制のための戦略、取り組み、目標を定める。
土地開発と生態系への配慮	保護地域および/または生物多様性主要地域内またはそれに隣接した場所に所有、賃借、または管理している施設の数と面積。
生物多様性保全	事業バリューチェーンにおいて、生物多様性（海、大気、淡水、陸地における生物、生息地、生態系の多様性）に影響を与える可能性のある活動を指す。
水質汚染	水中に有害な物質が侵入するのを防ぐための対策。汚染物質の例としては、工場から出るゴミや流出水、鉱業汚染物質など、水質を悪化させる物質が挙げられる。
空気汚染	大気中に有害な物質が流入することを防ぐための対策。汚染物質の例としては、窒素酸化物 (NOx)、硫黄酸化物 (SOx) など、大気の質を悪化させる物質の排出が挙げられる。
廃棄物	プラスチックやその他の廃棄物の流れを含む固形廃棄物の処分を伴う企業バリューチェーンにおける活動 - 会社が環境への影響をどのように管理し、その影響を軽減しているか。
エネルギー効率化	グリーンエネルギー資源に切り替え、同じ作業をより省エネで行い、エネルギーの無駄を省くという事業における取り組み。
水の消費と管理	水資源の有効利用を最大化し、環境へのダメージを最小化するための水資源の効率の良い移動とコントロール。



社会的要因

社会的要因とは、企業がステークホルダーとの関係をどのように管理し、彼らのために価値を創造しているかということを目指す。社会的側は、企業が従業員、顧客、地域社会に与える影響に焦点を当てている。ここでは、オーストラリアの企業が検討できる一般的な事例をいくつか紹介する。

人権

バリューチェーンにおいて影響を受ける労働者の人権と労働者の権利の尊重を配慮すること。これには、現代奴隷制度への配慮や、労働者の権利と労働条件が地域の現代奴隷制度への法律と一致していることを確認するためのサプライチェーンへの調査、査察が含まれる。

社会的要因	解説
多様性と受容性	<p>給与の平等性 主要事業拠点別でみる従業員カテゴリごとの基本給与と報酬を平等の重点分野でみた比率。分野一覧：男女比、少数と多数を占める民族比較とその他の関連する分野。</p> <p>従業員の多様性 従業員カテゴリごとの従業員の割合、年齢層、性別およびその他の多様性の指標。</p> <p>賃金水準 現地の最低賃金と比較した標準的な新入社員賃金の比率（男女別）役員を除く全従業員の年間総報酬額の中央値に対する、役員の年間総報酬額の比率。</p>
健康・福祉	<p>地域社会への投資 社会への人道活動（コミュニティセンターへの支援、コミュニティの社会福祉プログラムへの支援など）を通じた、事業が行われている地域コミュニティへの支援。</p> <p>地域社会との関わりと貢献 企業のサプライチェーンを多様化し、先住民が所有する事業を企業活動に取り込むことで、先住民コミュニティの経済発展に貢献する可能性がある。</p> <p>税金の申告と貢献 環境・社会・ガバナンス（ESG）の観点から、税金は、企業が良いガバナンスを発揮し、社会的な役割を果たすための重要な指標となりつつある。</p>
	<p>社会における所得創出と雇用 社会における雇用と所得創出に対する企業の貢献度を意味する。企業による雇用の創出は、所得創出の指標となり得る。</p> <p>データ・個人情報保護 顧客およびステークホルダーのデータを外部の攻撃者や悪意のある内部関係者による侵害から保護するための対策。データの収集、共有、使用方法についてデータプライバシーがどのように規定されているかの取り組みも含む。</p>
	<p>技術開発・研究開発 従業員のスキルアップに貢献する取り組み（社員教育など）。知識・科学の発展に寄与する研究・開発活動。</p>



ガバナンス要因

ガバナンス要因とは、企業のリーダーシップや経営理念、慣行、方針、内部統制、株主権などを指す。ガバナンスでは、企業の統率と構造に焦点が当てられている。次にオーストラリアの企業が検討できる一般的な事例を紹介する。

ガバナンス要因	解説
統括目的	企業が経済的、環境的、社会的な問題に対してどのような解決策を提案するかを表現したもので、企業が掲げる目的のこと。企業の目的は、株主を含むすべてのステークホルダーに価値を創造するものでなければならない。
運営組織の品質	最高統治機関およびその委員会の構成にあたっての検討項目：経済・環境・社会的テーマに関する能力、執行役または非執行役、独立性、統治機関における在任期間、各個人のその他の重要な地位および企業義務の数ならびにその性質、性別、社会的代表権の低い部類の一員、ステークホルダーの代表権など
ステークホルダー・マネジメント	主要なステークホルダーと会社にとって重要なトピックの一覧、そのトピックがどのように特定されたか、およびステークホルダーがどのように関与したか
倫理的行動	<ul style="list-style-type: none"> 倫理的かつ合法的な行動、および組織の健全性についての助言を求めることができるための内部および外部のメカニズム 非倫理的または違法な行動、および組織の誠実さに関する懸念を報告するための内部および外部のメカニズム

贈収賄と汚職	<p>贈収賄と汚職に対処するために取られた措置で、その後、以下の指標に反映されているもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> 組織の汚職防止方針および手順に関する研修を受けた統治機関メンバー、従業員およびビジネス・パートナーの割合の合計（地域別） 当年度に確認された汚職事件のうち、過去に関連するものの総件数とその性質 当年度中に確認された、当年度に関連する汚職事件の総件数およびその性質
役員報酬	ESGの取り組みや指標に直結した会社業績を向上させるための上級管理職へのインセンティブ。

ESGの報告、規制、需要は、もはや「もし」ではなく「いつ」「どの程度」かという問題になっている。多くの企業が、二酸化炭素排出量の削減や、社員や役員の多様性の向上などの行動を取りたいと考えている。しかし、ESGプログラムの開発に関しては、リソースの問題や知識のギャップに直面することがある。

企業は、より大きな視野で、ESGプログラムが必ずしも高価で時間がかかるものではないことを認識するべきである。実際、業界をリードする企業では、ESGプログラムが事業の中核を成すようになってきている。ESGへの投資は、リスク管理に対する実践的かつ先見性のあるアプローチだ。結局のところ、今日ESGを軽視または無視する企業は、将来的にこれらの重大なリスクが露見するにつれて、より大きなコストに直面することになるだろう。今行動することは、コストを削減し、将来の価値を向上させ、多様なステークホルダーとの関係を強化する投資となる可能性が高いのである。

Key contacts

For more information, please contact:



筒井伸次
JSG National Lead Partner
stsutsui@deloitte.com.au



ウェンダ・グムルヤ
Audit & Assurance Director
wgumulya@deloitte.com.au



長田大輔
Tax & Legal
Director
danagata@deloitte.com.au



安藤猛
Audit & Assurance Partner
taando@deloitte.com.au



サーシャ・グリム
Tax & Legal Partner
sgrimm@deloitte.com.au



西田健太郎
Tax & Legal Director
knishida@deloitte.com.au



大島希美
Audit & Assurance Manager
nozoshima@deloitte.com.au



This publication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively the "Deloitte Network") is, by means of this publication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No entity in the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this publication.

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("DTTL"), its global network of member firms, and their related entities. DTTL (also referred to as "Deloitte Global") and each of its member firms and their affiliated entities are legally separate and independent entities. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

About Deloitte

Deloitte is a leading global provider of audit and assurance, consulting, financial advisory, risk advisory, tax and related services. Our network of member firms in more than 150 countries and territories serves four out of five Fortune Global 500® companies. Learn how Deloitte's approximately 286,000 people make an impact that matters at www.deloitte.com.

About Deloitte Asia Pacific

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities provide services in Australia, Brunei Darussalam, Cambodia, East Timor, Federated States of Micronesia, Guam, Indonesia, Japan, Laos, Malaysia, Mongolia, Myanmar, New Zealand, Palau, Papua New Guinea, Singapore, Thailand, The Marshall Islands, The Northern Mariana Islands, The People's Republic of China (incl. Hong Kong SAR and Macau SAR), The Philippines and Vietnam, in each of which operations are conducted by separate and independent legal entities.

About Deloitte Australia

In Australia, the Deloitte Network member is the Australian partnership of Deloitte Touche Tohmatsu. As one of Australia's leading professional services firms, Deloitte Touche Tohmatsu and its affiliates provide audit, tax, consulting, and financial advisory services through approximately 8,000 people across the country. Focused on the creation of value and growth, and known as an employer of choice for innovative human resources programs, we are dedicated to helping our clients and our people excel. For more information, please visit our web site at www.deloitte.com.au

Liability limited by a scheme approved under Professional Standards Legislation.

Member of Deloitte Asia Pacific Limited and the Deloitte Network.